

10 DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」：2001年制定

1 DV防止法とは

ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）を防止するために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）が、2001年4月13日に交付、同年10月13日から施行され、2004年に一部改正されました。

配偶者からの暴力は、犯罪行為であるにもかかわらず、被害者の救済が十分に行われてきませんでした。そして被害者の多くは女性でした。そのため、憲法の保障する人権擁護と男女平等の実現を図り、配偶者からの暴力防止と被害者保護の諸施策を講ずる体制を整備するために、この法律が制定されました。

この法律には三つの大きな柱があります。一つ目は配偶者暴力相談支援センターの設置であり、二つ目は被害者発見のための通告義務の規定、三つ目は保護命令制度の創設です。

2 配偶者からの暴力（第1条）

「配偶者」とは、婚姻届を出した法律上の夫婦の一方に限らず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁）を含みます。

「暴力」とは、「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」をいいます。また物理的な暴力に限らず、精神的なものであっても、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」になったような場合は「暴力」にあたり、保護命令の申立てができます。

また、単に物理的な「配偶者からの暴力」に限らず、精神的な暴力（身体的暴力に「準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」（DV防止法第1条）を受けた人も、配偶者暴力相談支援センターなどの援助を受けることができます（第3条第3項）。

3 配偶者暴力相談支援センター（第3条）

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談、指導、相談機関の紹介、一時保護、情報の提供、その他の援助業務を行います。各センターは都道府県が設置しますが、多くは婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターの役割を担っています。

婦人相談所は、通常都道府県に一ヶ所しかないため、婦人相談所のみならず児童相

談所を配偶者暴力相談支援センターと位置付け、相談窓口をふやして被害者が容易に援助を受けることが可能となるよう、体制を整えている自治体もあります。相談支援への取組みの都道府県格差を是正するため、2004年の改正法の施行にあわせて国や地方自治体が行き組む施策の基本方針が告示されました。

4 一時保護（第3条第2項第3号、同条第3項）

婦人相談所は、売春防止法に基づき被害者の相談や一時保護などの援助を行う機関でした。DV防止法は、この婦人相談所に、配偶者の暴力から逃れ、被害者を一時保護する施設としての機能を果たす機関としての位置付けを与えました。

5 通報および情報提供（第6条）

配偶者からの暴力を受けている被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するように努めなければなりません。

また、医療関係者は、業務上被害者を発見した場合には配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができ、このことをもって秘密漏示罪等の守秘義務違反には問われません。ただ、被害者の意思の尊重への配慮も求められています。これは、人命尊重と被害者本人の意思の尊重の調和を図ろうとするものです。さらに医療関係者には、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について情報を提供すよう、努めなければならないとされています。

6 警察官による被害の防止（第8条）

職務の性質上、DVを発見する機会が多いと思われる警察官に対し、被害防止の努力義務が定められました。

警察官は、通報等により配偶者からの暴力を認めたときは、被害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。配偶者からの暴力に対して、警察が適切に対処するための根拠付けとなる規定です。

7 保護命令（第10条）

これまで、暴力をふるう者のつきまといをやめさせる手段としては、「接近禁止の仮処分」という民事手続きか、ストーカー行為等の規制等に関する法律による手続きしかありませんでした。

しかし、民事手続きは罰則がないこと、保証金が必要となること、裁判所が決定を出すまで時間がかかることなどの限界がありました。

そこで、被害者が更なる配偶者からの暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の申立てにより、裁判所は以下の2種類の

児童相談所の実務

家庭内でDVを行う父親の多くは、家族が自分の価値観や感情などに従うことを求め、家族全員を支配しようとします。支配の方法としては、直接に暴力をふるって押さえつける方法も多いのですが、大声を出して脅す、物を壊すなどの行為で相手に恐怖心を与え、反抗する気持ちを弱め、従順に従うようにコントロールすることも多く見られます。

そのため、最初は反抗していた配偶者や子どもも、暴力や恐怖が繰り返される中で反抗する気持ちが徐々に薄れ、大声などを出さなくても従うような「マインドコントロール（心理的呪縛）状態」になります。

また、多くの場合は、お金を渡さず、またお金を自由に使わせなかったり、電話や友人と会うのも規制し、学校や仕事など最低限の外出以外は許可しないなど、自分以外の人と接触することを嫌い、強く制限し、その指示を守らないとひどい暴力を加えます。そして、家族が加害者の支配（コントロール）から出られなくすることで、加害者は心の安定を得ているのです。

その結果、家族は、一人で外出してもその価値観から逃れられず、機会があっても逃げ出すことができなくなります。

このような加害者は、自分の機嫌が良いときや相手が素直に従うときにはやさしく接することもあります。また、被害者は過去に同じような暴力を受けたり、劣等感などで自尊心が低いため、「こんな自分でも必要とされている。暴力もこの人の愛情だ」などと思い、暴力の加害者から離れようとしない人も多いのが現実です。

なお、児童虐待防止法の改正で、新たに、子どもに直接の虐待がなくても、家庭内でDVがあることも虐待とされました。家庭内で理不尽な暴力が繰り返されている状態は、子どもに恐怖や怒りの感情を生みます。その結果、子ども自身の情緒が不安定になる、保育所や学校などでほかの子どもに暴力をふるうなど、多くの影響が出ます。また、DV家庭で育った子どもが大人になった後に、DVの加害者になったり、DVの被害者になることも多いようです。このようにDVが子どもに与えるダメージは、他の虐待と同様に極めて深刻なものです。

(安部 計彦)

6 病院への放置と虐待

事 例

母親が病院で出産しましたが、子どもは低体重児であったため保育器に入れ、母親だけが先に退院しました。その後、両親の面会はほとんどなく、たまに電話での連絡がついて来院を促しても、約束は守らず、数ヶ月間全く来院がありません。子どもはいつでも退院できる状態なので、対応に困った病院から児童相談所に相談がありました。

児童相断所から保護者に連絡しても電話は通じず、家庭訪問しても子どもだけしかいませんが、両親は夜遅くには帰っている様子です。親族の話では、父親は「子どもはいらぬ」と言っているが、母親は「子どもを引き取る」と言っているようです。



1

Question

上記のような状態は、「保護責任者遺棄等」（刑法第218条）にあたるでしょうか。



Answer

両親が子どもに対する関係で保護責任者にあたることは争いありませんが、保護責任者遺棄罪が成立するためには、遺棄若しくは生活に必要な保護をしないことが必要です。

病院から引き取らないことが生活に必要な保護をしないかですが、通常は自宅等の引取りがあった後、食事、排泄をさせない場合を予定しているようです。

単に自宅に引き取らないことは、生活に必要な保護をしないことにはあらず、同罪は成立しません。

Q 2**Question**

このように病院に預けたまま面会にも行かない、引取りもしない状態は、ネグレクトとして虐待と考えていいのでしょうか。

A**Answer**

ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による児童虐待（心理的虐待を含む）と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいいます（児童虐待防止法第2条第3号）。本件では病院に預けられている以上、一応子どもの生命や身体の安全が保障され、適切に養育されていると考えられます。この点で直ちにネグレクトとしての虐待といえるかどうか微妙です。

しかしながら、子ども虐待かどうかは、子どもの置かれている状況が子どもの福祉にとって適切かどうかで判断されるべきです。保護者が子どもを自宅に引き取れるなどの状況にあるにもかかわらず、病院に預けたままにしているのであれば、子どもにとって家族との絆が絶たれた状態にあると判断されます。

子どもは本来、家族の愛情の中で成育されるべきであり、病院に預けたままにしているのであれば、このような成育の機会を失われたと判断されます。そのため、本件の場合でも、ネグレクトとして虐待となる余地はあると考えられます。

Q 3**Question**

保護者が病院に行かない理由が、入院費用の支払いが困難なためである場合、児童相談所が子どもを乳児院に一時保護して、その後子どもを保護者に渡すことも可能です。そうした場合、滞納している入院費用を徴収できなかった病院が、児童相談所に対して、その費用の支払いを求めることができますか。

A

Answer

あくまで医療契約（法律上は「準委任契約」といわれます）の当事者は、患者（患者が未成年の場合は患者の親権者）と医療機関です。

児童相談所が医療契約の当事者でない以上、子どもを乳児院に一時保護したからといって、病院が児童相談所に対して、医療費の支払いを求めることはできません。

（秋月 慎一）